

		要支援1	要支援2	
介護保険給付	介護保険施設サービス費	4,510	5,610	
	体制加算合計	300		
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	(介護保険サービス単位数合計の13.6%)		
	介護給付額計 (小数点以下四捨五入)	費用	5,464	6,714
		1割負担額	546	671
2割負担額		1,093	1,343	
3割負担額		1,639	2,014	
自己負担分	食費 (朝 430円、 昼 600円、 夜 515円)	第1段階	300	
		第2段階	600	
		第3段階①	1,000	
		第3段階②	1,300	
		第4段階	1,545	
	滞在費	第1段階	320	
		第2段階	420	
		第3段階①②	820	
		第4段階	1,231	
ご利用者負担額計	第1段階(1割)	1,166	1,291	
	第2段階(1割)	1,566	1,691	
	第3段階(1割)①	2,366	2,491	
	第3段階(1割)②	2,666	2,791	
	第4段階(1割)	3,322	3,447	
	第4段階(2割)	3,869	4,119	
	第4段階(3割)	4,415	4,790	

《介護保険給付の対象となるサービス体制の加算》

①機能訓練指導体制加算：機能訓練の職務に従事する常勤の理学療法士等を、1名以上配置し、機能訓練又は機能訓練に関する助言、指導を行う体制を確保しています。

(費用：120円/日)

②サービス提供体制強化加算Ⅱ：ショートステイに関わる職員の総数のうち、介護福祉士を60%以上配置し、安定的な介護サービスの提供を行っています。

(費用：180円/日)

③介護職員等処遇改善加算Ⅱ：介護職員の処遇改善及び質の向上のための計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることにより算定いたします。(介護保険サービス単位数合計の13.6%)

④送迎加算：利用者に対して送迎を行った場合。

(費用：1,840円/回)

⑤療養食加算：医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

(費用：80円/回)

⑥若年性認知症利用者受入加算：個別に担当者を決め、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じた、サービス提供を行います。(費用：1,200円/日)

(※加算については要件により変更することがあります。その際は文書でお知らせをいたします。)

		要支援1	要支援2	
介護 保 険 給 付	介護保険施設サービス費	4,510	5,610	
	体制加算合計	300		
	介護職員等処遇改善加算 I	(介護保険サービス単位数合計の13.6%)		
	介護給付額計 (小数点以下四捨五入)	費用	5,464	6,714
		1割負担額	546	671
2割負担額		1,093	1,343	
3割負担額		1,639	2,014	
自己 負 担 分	食 費 (朝 430円、 昼 600円、 夜 515円)	第1段階	300	
		第2段階	600	
		第3段階①	1,000	
		第3段階②	1,300	
		第4段階	1,545	
	滞 在 費	第1段階	0	
		第2段階	370	
		第3段階①②	370	
		第4段階	915	
	ご 利 用 者 負 担 額 計	第1段階(1割)	846	971
第2段階(1割)		1,516	1,641	
第3段階(1割①)		1,916	2,041	
第3段階(1割②)		2,216	2,341	
第4段階(1割)		3,006	3,131	
第4段階(2割)		3,553	3,803	
第4段階(3割)		4,099	4,474	

※電気代として、テレビ、冷蔵庫、パソコン、充電式携帯電話及び髭剃り、扇風機、CDラジカセ等につきましては1日あたり1台10円、電気毛布や電気ヒーター等につきましては1日あたり1台50円をご負担いただきます。また、個別に酸素濃縮装置、吸入器等の医療機器を使用する場合は、別途電気代をいただきます。酸素濃縮装置については1ℓまで日50円・2ℓまで100円・3ℓまで150円、吸入器については1日10円をご負担いただきます。

※第3段階①は年金収入等が80万円超120万円以下の方。第3段階②は年金収入等が120万円超の方。

①②ともに、世帯の全員が市民税非課税の方（世帯分離をしている配偶者を含む）

※食費・居住費について、第1段階～第3段階②までは介護保険負担限度額認定が適用されます。